

京都府介護員養成研修に関する要綱 新旧対照表(変更箇所のみ抜粋)

現行	新	備考
第17条 政令第3条第1項第1号ロの研修の指定を受けようとする者は、様式第3号(同号の事業者の指定を同時に受けようとする者にあつては、様式第1号)による申請書を知事に提出しなければならない。 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、法令及びこの要綱の規定による指定等の申請又は届出の際知事に提出された書類については、その内容に変更がなく、かつ、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。 (1) 第9条第3号に規定する市町村又は他の事業者の誓約書(様式第3号-2) (2) 第29条第3項に規定する修了証明書等の様式 3 前項本文の規定にかかわらず、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体又は国の出資 若しくは拠出に係る法人にあつては、同項第1号に定める書類の添付を要しない。 4 第5条及び第6条の規定は、前3項の規定による申請について準用する。	(研修の指定申請手続き) 第17条 (略) 2 (略) (1) (略) (2) 第29条第1項に規定する修了証明書等の様式 3 (略) 4 (略)	見出しの追記 修了証明書等を交付した後の実績報告を行うことに変更したことに伴う項番号の変更

(参考) 政令第3条第1項第1号ロ
都道府県知事が指定する者(以下この条において「介護員養成研修事業者」という。)の行う研修であつて厚生労働省令で定める基準に適合するものとして都道府県知事の指定を受けたもの(以下この条において「介護員養成研修」という。)

現行	新	備考
(<u> </u>指定の審査基準) 第22条 政令第3条第1項第1号ロの研修（講義を通信の方法によって行うものを除く。）の指定は、当該申請が次のいずれにも該当する場合に限り、行うものとする。 （1）研修の内容が別表1及び規則第22条の27に規定する基準に適合するものであること。 （2）研修に従事する講師について、別表1の資格要件を満たす者が必要数確保されていること。 （3）講師が前号の資格要件に該当することを確認し、出講について承諾が得られていること。 （4）現に行われた研修が法令又はこの要綱に違反する研修その他不適正なものであった場合には、事業者と連帯して責任を負うことについて同意する実習施設が確保されていること。（講義を実習の方法によって行う研修に限る。） （5）研修の実施場所が府内の区域において、社会通念に照らして研修の適正な実施を確保するために適当な施設、建物内に確保されていること。 （6）研修を実施するための定員に見合った規模の会場及び必要物品が確保されていること。 （7）演習については、受講生25名につき1名以上の講師が担当し、すべての講師が講師要件を満たしていること。	(<u>研修</u>の指定の審査基準) 第22条（略） （参考）政令第3条第1項第1号ロ 都道府県知事が指定する者（以下この条において「介護員養成研修事業者」という。）の行う研修であって厚生労働省令で定める基準に適合するものとして都道府県知事の指定を受けたもの（以下この条において「介護員養成研修」という。）	第9条と見出しが同一だったため、「研修の」を追記

現行	新	備考
(8) 演習用のベッドは受講生10名に対し1台以上を確保されていること。 (9) 第26条第2項に定める補講を除き、受講する課程コース以外を受講できない旨が学則に明記されていること。 (10) 研修の開始日以降の日を始期として受講することは認められない旨が学則に明記されていること。 (11) 別表1の(I)「各科目の到達目標、評価、内容」を実施の際、「ねらい、指導の視点、内容」に沿って講義及び演習を適切に組み合わせて実施されると認められること。 (12) 次のいずれにも該当しないこと。 ア 当該研修を行う事業者が第12条各号のいずれかに該当し、又はそのおそれがあると認められること。 イ 第17条第1項の申請書又は同条第2項各号に掲げる書類に記載されている事項に虚偽の内容が含まれていること。		

現行	新	備考
第23条 政令第3条第1項第1号ロの研修（講義の一部を通信の方法によって行うものに限る。）の指定は、当該申請が次のいずれにも該当する場合に限り、行うものとする。 （1）前条各号のいずれにも該当すること。 （2）課題の作成、質問への応対、添削担当者は別表1に定める講師資格を有する者が行い、学習内容が適正かつ効果的に理解できる内容であること。 （3）課題の配付から回収までの期間は、受講生の習熟度を勘案し適切な期間が設けられていること。 （4）課題の内容については選択式、記述式を設け、定期的に内容の見直しを行うこととされていること。 （5）別表1の（I）「各科目の到達目標、評価、内容」の科目毎にレポートの提出を行わせること。 （6）通信学習時間の上限は、別表2「通信学習の場合の通信時間数」のとおりとすること。	<u>（通信による研修の審査基準）</u> 第23条（略） （参考）政令第3条第1項第1号ロ都道府県知事が指定する者（以下この条において「介護員養成研修事業者」という。）の行う研修であって厚生労働省令で定める基準に適合するものとして都道府県知事の指定を受けたもの（以下この条において「介護員養成研修」という。） <u>（講師の選定）</u> 第24条（略）	見出しの追記
第24条 研修に従事する講師については、当該指定に係る研修計画においてその行うべき講義又は演習を特定した複数の者を候補として指定を受け、その者のうちから実際に講義又は演習を行う講師を、当該指定に係る講義又は演習を行う日の1週間前までに届け出ることができる。		見出しの追記

現行	新	備考
2 前項の規定により候補として指定を受けた講師については、同項の期間内に同項の規定による届出があったときに限り、当該指定に係る研修計画に適合した研修が行われたものとみなす。 (研修に関する遵守事項) 第27条 1～8 (略) 9 事業者は、受講申込受付時又は初回の講義時に、研修の受講申込等を行った者が本人であるかどうか等を公的証明書等(健康保険証、運転免許証、住民基本台帳カード、パスポート、年金手帳、在留カード等又は国家資格等を有する者にあつては、免許証若しくは登録証等)により確認しなければならない。 <u>(実績報告書の提出及び修了証明書等の交付)</u> 第29条 事業者は、当該指定に係る研修のすべての課程を終了したときは、その終了した月の翌月末までに、様式第5号による実績報告書を知事に提出しなければならない。 2 知事は、前項の規定により提出のあった実績報告書を審査の上、適当と認めるときは、様式第6号による実績報告書受理通知書を事業者に交付するものとする。	(研修に関する遵守事項) 第27条 1～8 (略) 9 事業者は、受講申込受付時又は初回の講義時に、研修の受講申込等を行った者が本人であるかどうか等を公的証明書等(_____運転免許証、住民基本台帳カード、パスポート、年金手帳、在留カード等又は国家資格等を有する者にあつては、免許証若しくは登録証等)により確認しなければならない。 <u>(修了証明書等の交付及び実績報告書の提出)</u> 削る 削る	健康保険証の廃止により削除 修了証明書等を交付した後の実績報告を行う方法に変更

現行	新	備考
<u>3 事業者は、前項の規定による交付を受けたときは、速やかに様式第7号に定める修了証明書及び携帯用修了証明書（以下「修了証明書等」という。）に知事が当該研修を修了した者ごとに定める番号を付記して、これを当該研修を修了した者に交付しなければならない。ただし、複数の都道府県にわたって一体的に当該研修事業を実施する事業者であって、修了証明書等の管理が一元的にかつ適正に行われているものとして知事の承認を得たものについては、当該番号を付記することを要しない。</u> <u>4 事業者は、前項の規定により交付した修了証明書等の写し及び当該修了証明書等の交付を受けた者がその受けた旨を記載した様式第8号による介護員養成研修修了者名簿を、第2項に規定する実績報告書受理通知の交付の日から2月以内に知事に提出しなければならない。</u>	<u>第29条 事業者は、当該指定に係る研修のすべての課程を終了したときは、速やかに様式第5号に定める修了証明書及び携帯用修了証明書（以下「修了証明書等」という。）に京都府が定めた事業所番号及び事業者が付した修了者管理番号を付記して、これを当該研修を修了した者に交付しなければならない。</u> 削る	

現行	新	備考
<u>追加</u> (参考) 現行第 29 条 1 項 事業者は、当該指定に係る研修のすべての課程を終了したときは、その終了した月の翌月末までに、様式第 5 号による実績報告書を知事に提出しなければならない。 <u>追加</u> (参考) 現行第 29 条 2 項 知事は、前項の規定により提出のあった実績報告書を審査の上、適当と認めるときは、様式第 6 号による実績報告書受理通知書を事業者に交付するものとする。 (<u> </u> 指定の取消し等) 第 30 条 知事は、研修が次の各号のいずれかに該当し、又はそのおそれがあると認めるときは、その研修の指定を取り消し、又はその実施の禁止を指示することができる。 (1) 第 22 条若しくは第 23 条又は規則第 22 条の 27 に規定する基準を満たすことができなくなったとき。 (2) 事業者が第 11 条第 1 項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を指示されてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。 (3) 事業者又はその役員若しくは従業員が第 11 条第 1 項の規定により出頭を命ぜられてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該事業者	<u>2 事業者は、当該指定に係る研修が修了した日の属する月の翌月末までに、様式第 6 号による実績報告書及び様式第 7 号による介護員養成研修修了者名簿を知事に提出しなければならない。</u> <u>3 知事は、前項の規定により提出のあった実績報告書を審査の上、適当と認めるときは、様式第 8 号による実績報告書受理通知書を事業者に交付するものとする。</u> (<u>研修の</u> 指定の取消し等) 第 30 条 (略)	第 12 条の見出しと同一だったため「研修の」を追記

現行	新	備考
の従業員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。 (4) 事業者が、不正の手段により政令第3条第1項第1号口の研修の指定を受けたとき。 (書類等の保存) 第31条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、第29条第3項に規定する修了証明書に関する書類等は、永年保存しなければならない。 <u>追加</u>	(参考) 政令第3条第1項第1号口 都道府県知事が指定する者（以下この条において「介護員養成研修事業者」という。）の行う研修であって厚生労働省令で定める基準に適合するものとして都道府県知事の指定を受けたもの（以下この条において「介護員養成研修」という。） (書類等の保存) 第31条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、第29条第1項に規定する修了証明書に関する書類等は、永年保存しなければならない。 <u>附 則</u> (施行期日) <u>1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。</u> <u>(改正前に指定された研修に関する経過措置)</u> <u>2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の京都府介護員養成研修に関する要綱に基づき政令第3条第1項第1号口の指定を受けた研修については、改正前の要綱の規定を適用する。</u>	項番号の変更